

一人口の動き—
2月末現在
()は1月末との比較
出生13人 死亡1人
転入10人 転出4人
世帯数 1,279世帯(+1)
男 2,871人 (+9)
女 2,953人 (+9)
合計 5,824人 (+18)

広報

わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和55年4月1日
印刷所
㈱第一印刷所



ピカピカ
の年生！

ぼくも、わたしも「年生」
待ちに待って春がきた。
お目撃も木もお花も……
みんなピカピカ
つくしさんこんにちわ！
カエルさんもモグラさんも
こんにちわ！
見てよ、見て見て……
ぼくも、わたしもピカピカ！

生かして使おう 石油・電気・水

4月の心配ごと相談

日時……5日 午前9時から正午まで
15日、25日 午前9時から
午後3時まで
場所……福祉センター相談室
内容……生活相談・医療相談・家事相談・身障相談・児童相談・職業相談・その他なんでも

森林資源の増成、国土の保全、水源のかん養をはかり、さらに緑化によって社会環境を整備し、郷土の繁栄と文化日本の振興に資するため環境緑化運動を中心として、華界緑化の県民運動を展開するため今年も四月一日より三十日まで「緑の羽根」募金運動が始まります。緑化の趣旨をご理解のうえ、一円でも多くの募金をお願い致します。

緑の羽根
募金運動!!



犬飼育のみなさんへ



昭和五十五年度第一回畜犬登録及び、狂犬病予防注射を左記により実施しますので、犬飼育者は印鑑持参の上必ずお出かけ下さい。
○日時 四月八日午前九時三十分～十一時三十分まで
○場所 和島村役場前
○料金 登録手数料 二、〇〇〇円
注射料 一、〇〇〇円
注射済票交付手数料 三〇〇円

4月の保健衛生行事

日	曜	種目	対象	時間	場所
24	木	母乳学級	乳児	午後一時三十分～二時三十分	福祉センター
17	木	妊婦検診	妊婦	午後一時三十分～二時	"
8	火	乳児検診	乳児	午後九時	"

乳児や病気で寝ている人、又受験勉強中の人達がおられた場合大変迷惑になります。自分でつけが出来ない場合は、獣医師等の専門家に相談し、それなりの処置を取って下さい。

合計 三、三〇〇円
○獣医師宅の場合 四、六〇〇円
○自宅訪問の場合 五、一〇〇円
首輪には必ず鑑札と注射済票を付けて下さい。
●野放や野犬等で五十四年四月～五十五年二月までに捕獲された犬は村内で二十九頭もありません。朝夕の野放等は絶対にしないで下さい。又自分で飼った犬は最後まで愛情をもって飼育して下さい。どうしても飼育できなくなつた場合は、不用犬として引取り日に出して下さい。飼育者には家族同様大切な犬かも知れませんが、夜吠える、野放される等で近隣の人達が、迷惑しているとの苦情が多くあります。

機械設備の投資を計画
されている企業者へ!

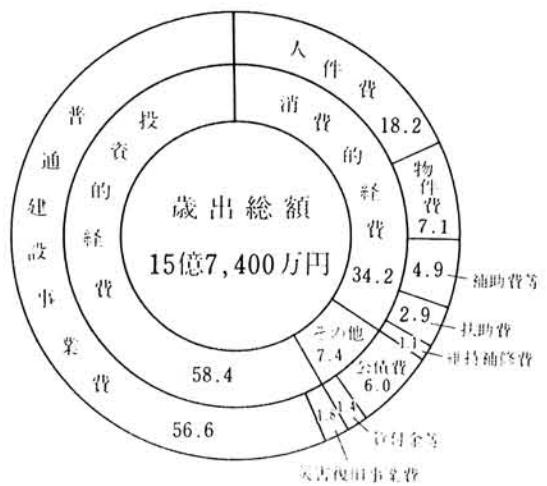
新潟県中小企業振興公社では、小規模企業者が必要とする新鋭機械設備を割賦で譲渡する設備貸与制度の受付を四月一日より開始しております。
一、設備価格 二十万円以上 一千五百万円以下
二、貸与損料(利息相当分) 年、五%
三、返済期間 四年六ヵ月
四、申込期限 予算満額となるまで
なお申込者の資格要件など詳細については役場産業振興課、または新潟県中小企業振興公社へ直接お問い合わせ下さい。

飛び出すな 車のあとにまた車

一般会計歳出の内訳

目的別の金額(千円)

性質別の構成比 (%)

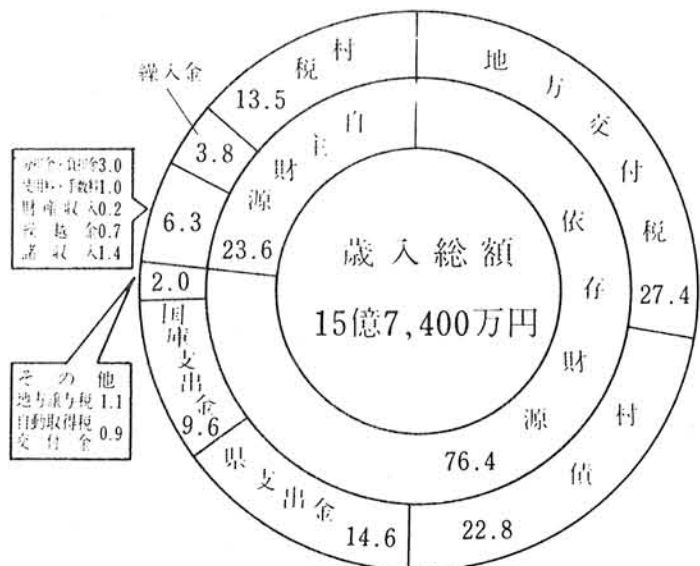


○議会費	36,608	○商工費	23,290
○総務費	129,066	○土木費	338,873
総務管理費	102,326	土木管理費	22,177
徴税費	18,358	道路橋りょう費	316,198
戸籍住民基本台帳費	3,990	河川費	498
選挙費	2,429	○消防費	37,080
統計調査費	1,203	○教育費	433,231
監査委員費	760	教育総務費	16,863
○民生費	104,686	小学校費	38,149
社会福祉費	59,613	中学校費	346,264
児童福祉費	45,056	社会教育費	15,764
災害救助費	17	保健体育費	16,191
○衛生費	52,359	○災害復旧費	28,074
保健衛生費	26,823	○公債費	94,076
清掃費	25,536	○諸支出金	1
○労働費	357	○予備費	1,900
○農林水産業費	294,399	○合計	1,574,000
農業費	227,869		
林業費	66,530		

一般会計歳出の内訳

うち自主財源の金額(千円)

性質別の構成比 (%)



○村税	211,894
村民税	88,767
固定資産税	90,529
軽自動車税	4,896
村たばこ消費税	17,010
電気税	10,560
木材引取税	51
特別土地保有税	81
○繰入金	60,150
分担金及び負担金	46,550
分担金	41,425
負担金	5,125
○使用料及び手数料	15,273
使用料	13,878
手数料	1,395
○財産収入	3,920
財産運用収入	3,914
財産売却収入	6
○繰越金	11,000
○諸収入	21,865
延滞金加算金及び過料	10
村預金利息	1,700
貸付金元利収入	12,225
雑入	7,930
○合計	370,652

健康で明るく、個性ある村に!!

昭和55年度 一般会計予算 15億7,400万円 (49.5%増)
 国保会計予算 1億8,143万円 (8.2%増)

五十五年度の重点施策

- ① 北辰中学校移転改築事業の着手
- ② 道路舗装改良事業の促進
- ③ 新農業構造改善事業の実施
- ④ 水田利用再編対策事業の推進
- ⑤ 第二次林業構造改善事業の進行
- ⑥ 広域事業処理への対応
- ⑦ スポーツと社会教育の推進

三月に開かれた村議会定例会で、昭和五十五年度の予算が議決されました。一般会計の予算額は十五億七、四〇〇万円、国民健康保険特別会計の予算額は一億八、一四三万円です。合計予算額は十七億五、五四三万円となります。国や新潟県の予算と共に村民のみなさんの生活に直接関係する重要な予算であります。以下、昭和五十五年度予算の中核から、その重点施策を中心としてご紹介いたします。

① 北辰中学校 移転改築事業の着手

かねてから建設基金の積立てや、建設用地の取得、造成など一連の準備を進めてきました北辰中学校の移転改築事業に着手いたします。食堂を備えた校舎は、五十五年度、五十六年度の二カ年継続事業、屋内運動場は五十七年度の手定です。この総事業費は約七億円位と見込まれます。このうち五十五年度は、校舎の一部を三億二、六〇〇万円着手いたします。

② 道路舗装 改良事業の促進

村民のみなさんのご要望の大きい道路整備につきましては、生活道路の舗装改良事業として全力で取り組めます。今年度の事業内容は補助事業分が六、七〇〇万円、単独事業分が二億二、〇九四万円、県管事業負担金一、〇〇〇万円、維持管理の経費一、八二六万円となっております。なお補助事業分をさらに道路分と橋りょう分に分けますと、道路分が四、六〇〇万円、橋りょう分が二、一〇〇万円であり、次いで単独事業分も道路分が二億四六九万円、橋りょう分が一、六二五万円となっております。このように単独事業の道路分は例年になく重点をおきみなさんのご要望にお答

えしたいと思っております。なお、この財源には国庫補助金及び臨時地方道整備事業債を充てることとし、これの獲得にも務めます。この事業費が約三億一、六二〇万円です。

③ 新農業 構造改善事業の実施

これは農業の構造改善を図り、農協が事業主体となって事業を推進し、あわせて中核農家の育成を図ってきびしい農業情勢に対処しようとするもので、村としても事業の一環として圃場整備や連絡農道整備事業を実施いたします。この事業費が約一億六、六五六万円です。

④ 水田利用 再編対策事業の推進

農業情勢の急迫と長期に備えての転作を集团的に設定するよう互助制度を取り入れて積極的に進めたいと思っております。農家のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。この事業費が約六八四万円です。

⑤ 第二次林業 構造改善事業の進行

林道、基幹作業道の建設は関係地域のご協力を得て順調に進んでおりますが、関係町村の中では最も事業量が多く今年度は二号、三号、四号線の建設を進めます。なおこの事業完成後は利用方法も多目的にと考えて

⑥ 広域事業処理 への対応

国の進める広域行政の推進に沿って村行政の合理化に務めます。今年度は与板郷消防事務組合と無憂苑斎場組合を統合して行政の効率化と経費の軽減を図ります。消防関係の負担金は二、六一五万円、無憂苑斎場関係の負担金は三三六万円であり、組合への負担金はごみ処理分八二七万円、し尿処理分六九七万円となっております。

⑦ スポーツと 社会教育の推進

総合福祉センター、農村労働福祉センター(体育館)、村民野球場に続き、村民運動広場も完成いたしました。これで一連のスポーツ、社会教育推進の場も整いましたので体をきたえ、話し合い、健康で明るい村づくりにご活用下さい。

なお、各施設の管理的経費は次のとおりであります。

総合福祉センター	二五六万円
農村労働福祉センター	二二二万円
村民野球場	五五〇万円
村民運動広場	二六九万円

収入役に納谷氏就任



納谷元祐氏

和島村収入役に、納谷元祐氏が、去る三月六日の定例議会で満場一致にて同意を得、七日付にて選任されました。

(納谷氏略歴)
 住 所 島崎五六三
 生年月日 昭和三年七月十二日
 職 歴 和島郵便局長代理
 出雲崎郵便局長

「幼稚園・常設保育所設置協議会」 設置の趣旨について

和島村では、へき地保育所制度ができた昭和三十六年当時、隣接町村に先駆け公立のへき地保育所を開設し、既に十八カ年の歳月を経て約一、八〇〇人の卒園児童を送り出してあります。

そして、その保育内容においても、へき地保育所としては相当充実したものとっており、父兄、児童より大変喜ばれ親しまれております。

しかしながら、この施設は児童福祉法にいう本来の認可(常設)保育所にはおおよびません。

このため、村長の諮問機関として「幼稚園・常設保育所設置協議会」を設置し、村議会議員、民生児童委員、父兄、婦人、教育委員の各層代表からなる十五名の委員を委嘱して、前述の幼稚園、保育所のあり方を答申していただくことといたしました。

住民各位のご意見を広く踏まえ、たよりよい答申が期待され、又、村としてもそれらを十分尊重しながら、早期に実現させたいものと願っております。

消防と斎場を統合

「与板郷消防・斎場事務組合」に……

昭和四十九年六月から創設された無憂苑斎場組合のより合理的、効率的な運用を図るため、四月一日から与板郷消防事務組合と無憂苑斎場事務組合を統合して、「与板郷消防・斎場事務組合」として発足いたします。

したがって火葬の申込みにつきましてはは今まで役場経由で照会しておりましたが、四月一日からの申込みには役場を経由しないで遺族の方から直接、与板郷消防へ電話で照会していただくことになりました。

尚、照会電話は深夜でも受け付けます。

- 一、斎場使用の受付事務所
 名称：与板郷・消防斎場事務組合
 電話番号：〇二五八七二一
- 二、斎場の休日
 一月一日及び友引の日
- 三、霊柩車・斎場使用料
 (1) 10km未満………六、六〇〇円
 (根小屋・荒巻・北野・三瀬ヶ谷上桐・島崎・下富岡・上、中、下小島谷・駅前・梅田・東保内四区)
 (2) 15km未満………七、三〇〇円

◎善意の寄付

去る二月十三日、島崎・阿部健一氏より、村の福祉に役立ててほしいと金二〇、〇〇〇円が村の社会福祉協議会へ寄せられました。

紙上を借りて感謝の意を表します。

和島村消防団

表彰旗受彰!



消防団の皆さんは、ひとたび災害が発生したり、又その恐れのある時には、自己の生活を犠牲にし、身の危険もかえりみることなく、災害の拡大防止と予防に努めなければなりません。

災害は昼夜を問わず何時起るか分からないものですので、これに備えるご苦労も大変なものと思われまます。

和島村消防団では、永年にわたる幾多の業績が認められ、この度、日本消防協会より表彰されることになりました。

去る二月十二日東京で行なわれました表彰式には、近藤団長と小林技術部長が出席し、県下では吉川町消防団と共に、栄誉ある表彰旗を授与されました。

又谷川訓練部長は、同協会より精進章に表彰されました。

和島村では、これを記念して、三月二十三日体育館にて、全団員の出席と多数の来賓をお迎えして表彰旗樹立式を挙行いたしました。

栄えある表彰にあたり、消防団の皆様方には、日頃からのご苦労に對し深く感謝申し上げますと共に今後一層のご精進をお願いいたします。

村長室の黒板から

二月二十日 和島村良寛会。夜は、両高手づくり村事業完成検討会。村づくりの苦心談に耳を傾けこれからの運営に期待をかける激励し、楽しい一時を過ごしました。

二月二十二日 防災会議、保健所会議、水道企業団会議、寺泊老人ホーム会議(助役)。時間刻みの会議で二、三月は、忙しい日の連続。

二月二十三日 東保内集落センターで、校正会員の「村長に村政を聴く会」に出席。

二月二十四日 阿弥陀瀬一日役場。助役以下関係課長も出席。東保内老人クラブ総会出席。

二月二十八日 陳情のため上京。明日の日程上とんぼ帰り。

三月一日 青少年協議会。非行等頻発の時。難しいが、家庭学校行政のチームワークで取り組みたい。

三月四日 施政方針と予算提案理由の草稿づくりで在宅。

三月六日 八日 三月定例会招集。初日納谷元祐氏の収入役選任提案、満場一致で御同意を頂く。長らく欠任したことをお詫び致します。

三月九日 母子福祉会出席。

三月十四日 中学卒業式。

三月十六日 島農青年部総会。婦人会総会には、村経営の在り方と婦人の協力を懇請。

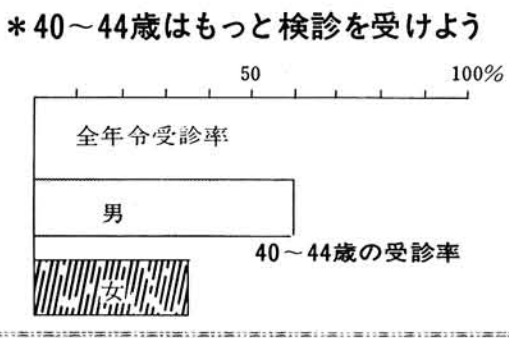
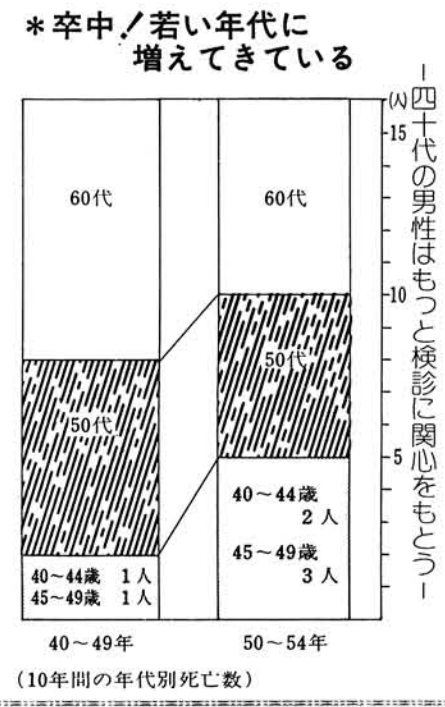
三月十九日 本議会再会。一般質問を受く。十一名の方の積極的な村政に対する御意見と質問を頂戴、緊張の一日でありました。



◆手数料改正◆

- 三月の定例議会で和島村手数料徴収条例が次の様に改正され、昭和五十五年四月一日から施行されます。
- 一、土地又は家屋に関する証明 一件につき………二〇〇円
- 二、公簿・公文書等の閲覧 一件につき………二〇〇円
- 三、印鑑に関する証明 一件につき………二〇〇円
- 四、印鑑登録証の交付 一件につき………一〇〇円
- 五、印鑑登録証の再交付 一件につき………二〇〇円
- 六、住民票の写しで五人までの証明 一件につき………二〇〇円
- 七、住民票の写しで六人以上一人増すごとの証明 一件につき………四〇〇円
- 八、戸籍の附票の証明 一件につき………二〇〇円
- 九、その他の証明 一件につき………一〇〇円

健康よもやま(49)



* 未検者は卒中発症の危険が大

1,000人中の発症1人

燃やすまい

みんなが来る山

ある山

これからの四月、五月は、山火の多くなる季節です。その原因の殆んどは、タバコの投げ捨て、たき火の不始末といった、不注意によるものばかりです。私達はもろろんのこと、他町村からの入山者にも、次の点について注意しましょう。

火の用心



◎タバコの吸殻は必ず消すこと。

(野山での吸殻は、必ず土をかぶせて始末すること)

◎たき火の跡始末は完全に行う。

(バケツに水を用意してから、火を使うこと)

◎野山で火を使うときは、必ず消

防署の許可を得ること。

◎車からタバコの吸殻を投げ捨てないこと。

◎強風又は乾燥時、及び枯草などのある所では、マッチやたき火は行わないこと。

くれぐれいと

思う油断を

火がねらう

桜の新入学期を迎えて四月六日から十日間、恒例の「春の全国交通安全運動」が行われます。昨年一年間の交通事故による死者は、八千四百六十一人を数えました。これは前年より三百二十二人少ない。



自宅の近くが危険地帯!

子供の都合、どんな時に悲惨な交通事故が起きるのでしょうか。警察庁の追跡調査によりますと、自宅近くの事故が最も多く、特に半径五十m以内でひん発しています。こうした傾向は幼児ほど強く小学生では下校時か、学校から帰って一、二時間後に一番多く死亡事故が発生しています。

子供と老人

くるま社会での"弱者"を守る

4月6日から「春の全国交通安全運動」

く、昭和四十六年以来「九年連続減少」という快記録をマークしましたが、死者のうち、およそ二人に一人が歩行者か自転車利用者です。くれぐれも注意のほどを!

「曜日別に見ても、土、日曜の事故発生率が高いことから、一種の解放感が事故に結びつくのではないかと警察では分析しています。子供はひとつことに夢中になりますと、周囲のものが目に入らなくなり、ボールを追いかけて車道にとび出したりします。また、子供は大人と違って、その時々で気分で行動する特性がありますので、お母さんや運転者は、このことを十分にわきまえておいてください。

国保のこころえ

「こんなとき世帯主は必ず届出を十四日以内に」

世帯主は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動のあった時(他の健康保険に入った時、他の健康保険をやめた時、他の市町村へ転出した時、転入してきた時、新たに生まれた時、死亡した時)は、必ず十四日以内に届出をしなければなりません。

届出をしなければならぬ場合	国保にはいる場合		国保をやめる場合		その他	
	持参するもの	届出をしない場合	届出をしない場合	持参するもの	持参するもの	届出をしない場合
転入してきたとき	印かん	印かん	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書	高額療養費の支給を受けるとき	印かん、被保険者証
子どもが生まれたとき	印かん、母子手帳、被保険者証	印かん	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書	世帯をわけたりいつしよにしたとき	印かん
生活保護を受けなくなったとき	印かん	印かん	死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡を証明するもの	世帯主や氏名がかわったとき	印かん、被保険者証
転出するとき	印かん	印かん	生活保護をうけるようになったとき	印かん、被保険者証、保護決定通知書	町内で住所がかわったとき	印かん、被保険者証
職場の健康保険にはいったとき	印かん	印かん	職場の健康保険にはいったとき	印かん、両方の被保険者証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの)	世帯主や氏名がかわったとき	印かん、被保険者証

※不明の点は役場国保係におたずねください。

長岡市職員の告知

(長岡社会保険事務所)

年金受給権者の急増にともなう相談や照会等に対処するため庁舎の増改築を進めておりましたが、ようやく竣工のはこびとなり前住所に移転し、四月十二日(日)から業務を開始いたします。

つきましては、四月十日(木)十一日(金)の両日は移転作業のため平常業務はできませんので、みなさんにご不便やご迷惑をおかけしますが、よろしくご協力をお願いいたします。

移転先: 千九四〇 長岡市台町二丁目九番十七号

電話: 長岡局(〇二五八)三六

一五一四一(代表)

4月中旬

60歳になる人

大正9・4・2、大正9・5・1生まれ

◎かけ金をかけ終わりました

65歳になる人

大正4・4・2、大正4・5・1生まれ

◎老齢年金を請求しましょう

70歳になる人

明治43・4・2、明治43・5・1生まれ

◎老齢福祉年金を請求しましょう

(老齢年金受給者は非該当)

村税条例改正

三月の定例議会で村税条例の一部が次のように改正され、昭和五十五年四月一日から施行されます。

- 一、納税証明書の交付手数料 一枚……………二〇〇円
- 一、督促手数料一通……………一〇〇円
- 一、個人の村民税、固定資産税の前納報奨金について、各税目ごとの年税額が五十万円までは百分の一、五十万円を超える場合は、その超える税額について百分の〇・三の交付額となります。
- 一、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の再交付手数料

4月から衣替えする 長岡職業安定所

一件……………三〇〇円

最近の雇用失業情勢、社会情勢に対応するため公共職業安定所が行なってきた従来の業務内容を五課制から、二課四グループ制として、職業紹介業務と雇用保険業務に分離し求人者、求職者に更によりよいサービスの向上を図るため窓口を改善することになりました。

四月一日から次のようになります。特に従来一階にありました雇用保険資格喪失事務は二階の雇用保険課に移りますので間違いないようご注意ください。

一階: 職業紹介業務全般

- 受付、一般職業相談グループ
- 特別相談グループ(心身障害者、高齢者等)
- 新規学校卒業生、出稼、季節グループ
- 求人グループ(求人受付、雇用相談等)

二階: 雇用保険課(雇用保険の資格喪失事務、給付関係事務等雇用保険業務全般) 所長室、庶務課、会議室

村民野球場オープン

冬の間、雪に埋れていた村民野球場が四月一日からオープンします。

芝生の生育上禁止されていたスパイクの使用も許可になります。また、野球人口の増加に伴い、使用頻度も高まること予想されるため、使用の申し込み期限は必ず守って下さい。

みんなの野球場がいつまでも美しく気持ちよく使えるように、使用者は後始末を徹底し、また、観戦する人も、ゴミや煙草の吸い殻等が落ちていないように、お互いに気を付け、大切に使用して下さい。

一、野球場を使用する場合は、使用希望日の前月の十日から十五日までの間に、教育委員会に使用の申請をして下さい。教育委員会は十八日までに調整し、申請者あてに使用の許可をお知らせします。

なお、承認された事項の変更又は取り消す場合は、使用日の七日前までに教育委員会に申し出て承認を受けて下さい。

二、毎日曜日の使用については、第二及び第四日曜日を一般使用

日とし、それ以外の日曜日は連盟の使用日とします。ただし、使用希望のない場合はこの限りではありません。

三、野球場の使用期間は四月から十一月までとし、使用時間は次のとおりです。

- ①五時三十分～九時
- ②九時～十二時
- ③十二時～十五時
- ④十五時～十八時三十分

ただし、時期的により、又は特別の事情等により、使用時間を変更することがあります。

※申請用紙は教育委員会にあります。又、詳細な点は教育委員会に問い合わせ下さい。